

## 現京都市人権文化推進計画に関する取組の課題等について

## 1 趣旨

平成17年3月に策定された現行の京都市人権文化推進計画（平成22年3月改定）の計画期間が本年度末で終了する。次期計画策定の基礎資料とするため、人権文化推進計画に挙げた施策の推進状況及び各重要課題別の課題を取りまとめたもの。

## 2 施策の推進状況

## (1) 教育・啓発

人権教育・啓発を推進するにあたり、重点項目ごとに取組を進めてきた。主な取組は、次のとおりです。

## ア 教育

## (ア) 家庭教育

- 子どもを共に育む「親支援」プログラム「ほっこり子育てひろば」を策定し、子育てに不安や悩みを抱える親等への支援体制等の充実を図った。
- 子育てに不安を抱える世帯へのサポートとして、「子育てなんでも相談」を実施した。

## (イ) 学校等における人権教育

- 教育活動の中に、性別による固定的な役割分担を反映した慣行や子どもたちへの関わりが残されていないかを点検し、改善を図ってきた。
- 小中学校育成学級、普通学級及び総合支援学校に在籍する障害のある子ども一人一人の学習上・生活上の課題を明確化し、全教職員の共通認識のもと、「個別の指導計画」等を作成し、一貫性のある組織的指導の充実に取り組んできた。
- 日本語指導を必要とする児童生徒について、個々の状況に応じた日本語指導や生活適応支援を行うため、日本語指導担当教員等を配置し、学校と連携して取組を推進した。
- 保育の主体は子どもであるという視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開した。

## (ウ) 社会教育

- 多世代間の交流を図るために高齢者をはじめとするすべての市民が世代を超えてスポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」について考える契機となるイベントとして「市民すこやかフェア」を開催したことにより、長寿社会への理解・認識が深められた。

## イ 啓発

## (ア) 広報

- 人権情報誌の発行や啓発ポスターの掲示等により市民に対して、人権に関する情報提供を行った。
- 「高齢者虐待防止事業」によるリーフレット等の作成や講演会の開催により、高齢者虐待等に関する市民の理解促進を図ることができた。
- 平成 23 年度から児童虐待防止啓発事業を実施し、各種媒体を活用した広報活動や啓発イベントの実施等により、市民の児童虐待防止に対する意識の向上を図った。

(イ) 学習機会の提供

- 人権啓発イベント、公募事業、講演会等の実施により市民に人権の大切さに気付き、理解を深めていただくための機会を提供した。
- ホームレスについての人権研修の開催等により地域での人権啓発・教育の推進を図った。

(ウ) 市民の自主的な取組の支援

- 人権啓発活動補助金の交付や、研修講師の派遣、資料提供等を行う人権啓発サポート制度により、市民による自主的な人権啓発活動の取組が実施された。
- 企業向けの人権啓発講座を実施することにより、企業における人権意識の高揚と人権尊重の風土づくりに取り組んだ。
- 企業を対象としたCSR研修会の実施や「きょうと男女共同参画推進アドバイザー派遣制度」の運用により、男女がともにいきいきと働くことができる職場づくりを支援してきた。
- 平成 24 年度から京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度を創設し、職場の環境整備に取り組む企業の支援を実施してきた。

(2) 保障

人権文化推進計画に掲げる重要課題ごとにとり組を進めてきた。主な取組は、次のとおりです。

**ア 女性**

- (ア) 京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センター他においては、関連機関との更なる強化を図り、相談から自立支援まで、継続的な被害者支援に重点的に取り組んだ。
- (イ) DV対策として、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに、関係機関や各種団体との連携の強化や、緊急一時保護施設を運営する団体に対する家賃相当額の補助を行った。
- (ウ) 女性のための一般相談に加え、「女性への暴力相談」や男性カウンセラーによる「男性のための相談」、「男性のためのDV電話相談」などの相談事業を行った。

**イ 子ども**

- (ア) 平成 24 年 4 月に、児童相談所及び診療所等の機能を備え、市南部地域（南区及び伏見区（深草、醍醐支所管内を含む。）を所管）の児童福祉の拠点となる第二児童福祉センターを伏見区に開設し、支援の充実と地域との連携強化を図った。

- (イ) 第二児童福祉センター開設時をはじめ、毎年度、児童福祉司・児童心理司、児童精神科医等を増員し、体制強化を図った。
- (ウ) 地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置し、全駅の改札口又は駅務室付近に「こども110番の駅」専用のステッカーやポスターを掲示して、地下鉄ご利用の皆様へ制度の周知を図っている。

## ウ 高齢者

- (ア) 認知症について理解し、地域で認知症の方やその家族を見守る「認知症あんしんサポーター」については、平成25年度末現在、延べ養成者数が5万人を超えるなど、認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが一層推進された。
- (イ) 成年後見制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行えるよう、平成24年4月に「京都市成年後見支援センター」を設置した。
- (ウ) 平成25年度から「地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」を実施し、「認知症？『気づいて相談！』チェックシート」や「認知症相談支援ガイドブック」の作成、「認知症支援推進モデル事業」の実施等により、認知症の早期発見・早期相談・早期診断による連続性を重視した支援が行える体制構築を推進した。
- (エ) 要介護状態にない高齢者が、高齢者虐待から緊急一時的に逃れられるよう、市内の特別養護老人ホーム等の来客用居室等を避難先として確保する「高齢者虐待シェルター確保事業」の実施により、虐待の被害にあった高齢者の安全確保が図られた。
- (オ) 職員が、高齢者や障がい者等の在宅避難困難者宅を年1回以上訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、いざという時に119番通報や救急隊員等への情報提供を迅速に行っていただくためのふれあい手帳や安心カードを配布する。
- (カ) 高齢者及び障がい者並びに健常者がともに利用できるノンステップバスの充実を図った。また、地下鉄駅施設の整備については、地下鉄を安全・快適にご利用していただけるよう、順次、一般旅客用トイレの全面改修等を実施しており、トイレ出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行い、バリアフリー化を推進した。

## エ 障害のある人

- (ア) 自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策である「新京都方式」を継続し、障害のある方のサービス利用の支援に努めた。
- (イ) 障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進した。
- (ウ) 発達障害児を含めた軽度の障害児についても独自に保育士加配を実施する等、障害の程度に応じた適切な援助を行い、児童一人ひとりの成長を目指した障害児保育に取り組み、平成25年度には1,000人を超える障害児を受け入れるに至った。
- (エ) 緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方、

約 2,000 世帯を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を構築しており、火災の早期発見に繋がっている。

## オ 同和問題

- (ア) コミュニティセンターについては、平成 22 年度末で廃止したうえで、市民の身近な活動・交流施設として利用できる「いきいき市民活動センター」として転用を行った。
- (イ) 市立浴場については、平成 26 年 2 月から大人入浴料金を改定したことにより、民間浴場との料金格差の是正を行った。
- (ウ) 総点検委員会の平成 20 年 8 月の中間報告に基づき、平成 20 年 12 月に自立促進援助金制度を廃止したうえで、新たに設けた返還困難者に対する免除制度等を定めた同和奨学金の返還を求める際の債務の取扱いに関する条例を制定し、返還が必要となった借受者に対し、制度変更への理解を求めたうえで、返還手続を進めているところである。

## カ 外国人・外国籍市民

- (ア) 京都市多文化施策懇話会から、年度末ごとに京都市に対する提言を含めた報告書が提出されており、その報告書を受け、様々な取組を行っている。
- (イ) 外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業については、日本語を母語としない外国籍市民等がスムーズに行政手続きを行い、適切に行政サービスを利用することにより、京都で安心して暮らせるよう、英語や中国語を話せる者が電話を通じて通訳・相談を行っている。
- (ウ) 日本語を母語としない生徒や保護者を対象に、中学校卒業後の進路実現を目指し、多言語進路ガイダンスを実施した。
- (エ) 外国人観光客や留学生など、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応を円滑に行うため、3 者間通話機能等を利用した電話通訳サービスを用いた通信体制を整備しており、災害通報受信時や、活動現場においての外国人との災害対応をよりスムーズに実施できている。(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語)
- (オ) 上下水道局 9 営業所及びお客さま窓口サービスコーナーにおいては、「コミュニケーションボード」を設置し、お客さまと円滑な意思疎通を図るためのツールとして活用しており、不慣れな言葉でのコミュニケーションから生じる不安感や行き違い等を低減する効果が得られている。

## キ 感染症患者等

保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名で HIV 検査を行うほか、下京保健センターにおいて夜間即日検査を、京都工場保健会において土曜即日検査を、継続して実施した。

## ク ホームレス

- (ア) 京都市ホームレス能力活用推進事業等の実施による就業機会の確保、

- 「京都自立支援バックアップセンター」との連携等による居住場所の確保、京都市ホームレス健康サポート事業等の実施による保健及び医療の確保など、ホームレスの個々の状況に応じた支援施策を推進した。
- (イ) 京都市中央保護所通所事業等の居宅生活を継続するための支援施策を推進した。
  - (ウ) ホームレス支援団体等との意見交換や情報交換を行った。

#### ケ その他の課題等

- (ア) 犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減のための支援及び犯罪被害者等を支える地域社会の実現に向けた取組を推進するために、「京都市犯罪被害者等支援条例」を平成23年4月に施行した。
- (イ) ひとり親家庭が就業面等で厳しい状況に置かれている現状を踏まえ、平成24年12月、「福祉事務所とハローワークの一体的運営」によるハローワークの拠点として、「福祉・就労支援コーナーゆめあす」を京都市ひとり親家庭支援センター内に開設した。
- (ウ) 平成25年度には、ひとり親家庭支援センターで実施しているすべての本市委託事業の対象を父子家庭にも拡大した。
- (エ) 住民票の写し等の不正取得の防止を図るとともに、第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため、住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録された方に対して交付した事実を通知する「事前登録型本人通知制度」を平成26年6月2日から実施した。

### (3) 相談・救済

- ア 人権文化推進計画に掲げる重要課題の所管課及び「教育・啓発」・「相談・救済」の関係課で『人権相談・救済のためのネットワーク』を設け、情報共有等を行った。
- イ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び障害者の生活等をテーマにした参加体験型事業である「和い輪い人権ワークショップ」の実施により、人権啓発リーダーとなる市民の養成を行った。
- ウ 市民にわかりやすく人権相談・救済のための相談機関や制度について周知するために、人権相談マップを発行した。

## 3 各重要課題別の課題

### (1) 女性

- ア 女性の就業率（約6割）は男性（約8割）に比べ低く、また、企業等において管理職等に占める女性の割合は依然として低い状況にある。
- イ DV相談件数はここ数年全国的にも増加傾向にあり、未然に防止するための啓発や被害者の意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的に、迅速に取り組む必要がある。
- ウ 仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」については、現状において認知度が低く、今後の推進のために市民に対する更なる啓発が必要である。

## (2) 子ども

- ア 少子化の進行、また、地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中、子育てに対して不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくない。
- イ 児童虐待相談・通告件数は増加の一途をたどっていることから、更なる体制の強化や資質向上による支援体制の充実を図る必要がある。
- ウ 小中学校における、不登校やいじめ問題についても、引き続き憂慮すべき現状がある。
- エ 子どもを取りまく状況は、暴力行為等の問題行動や児童買春など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え、学校非公式サイトでの悪口、誹謗中傷の書き込みなどのいわゆるネットいじめ、携帯電話・スマートフォンの危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など依然憂慮すべき状況が続いている。また、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にある。

## (3) 高齢者

- ア いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、高齢者一人ひとりの尊厳が保たれ、どのような心身の状態にあっても、高齢者自身の決定によって心身ともに健康で充実した「幸」齢期を送ることができるまちづくりを進めるためには、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要がある。
- イ 増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者を支援するため、認知症の早期発見に向けた取組や成年後見制度の充実等により、認知症高齢者への支援や権利擁護に積極的に取り組むとともに、ひとり暮らし高齢者等の地域における見守りや支援を更に進め、高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努めることが重要である。

## (4) 障害のある人

- ア 当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化に伴い、権利擁護など様々な支援のニーズに合った対応が求められている。
- イ サービス提供体制が十分に確保されているとは言い難く、サービス量を確実に確保する必要がある。
- ウ 道路の段差や建築物等のバリアフリー化を進めてきたが、今後もこれらのニーズは増大・多様化することが予想されることから、さらなる取組の推進が求められる。

## (5) 同和問題

- ア 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき取組を進め、自立促進援助金の廃止とそれに伴う奨学金等の返還手続の実施、コミュニティセンターの廃止・転用や市立浴場の入浴料金改定による民間浴場との料金格差の解消など様々な改革・見直しを断行した。  
今後は、解決までになお、時間を要する取組について早期完了に向けて着実に改革・見直しを進めていく。
- イ インターネット上への悪質な書き込みの増加や戸籍等の不正取得など、人権侵害につながるおそれのある行為が見受けられ、これらへの適正な対応が求められている。

#### (6) 外国人・外国籍市民

- ア 民族や国籍が違うということだけで、偏見や誹謗中傷(ヘイトスピーチ)をはじめとする差別的事象が見受けられる。
- イ 近年、新たに市内に定住する外国籍市民(ニューカマー)が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立するなどの問題が出てきている。

#### (7) 感染症患者等

- ア 青少年への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、現在も啓発体制が確立できているが、中高年については今後、各自の職場等を通じて正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要がある。
- イ HIVに限らず、結核等の感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題がある。

#### (8) ホームレス

- ア さまざまな支援施策を推進した結果、ホームレス数は10年前と比較すると約8割減少しているが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっている。
- イ 本市の支援施策がホームレスの間に広く認知される一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じている。
- ウ ホームレス状態にある人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権にかかわる重大な問題が発生している。

#### (9) その他の課題

- ア 性同一性障害、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害など今日においても、課題となっている事項について、今後も継続した取組が必要である。
- イ 職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせの問題なども顕在化してきている。

### 4 人権をとりまく社会状況の変化

- (1) 少子化・高齢化・単身化の進行
- (2) グローバル化の進展 ～新たに京都を訪れる、居住する外国人の増加
- (3) 低経済成長 ～働く状況の変化
- (4) 東日本大震災を契機とする安心・安全のまちづくり
- (5) ソーシャルメディアの普及など、情報通信技術(ICT)環境の更なる発展